

第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年2月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	欠席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	欠席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 15番 高野 春夫 委員
 - 17番 鈴木 賢 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

協議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 　ただ今から、令和3年第2回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　議事録署名委員は、15番 高野委員、17番 鈴木委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 　(報告第1号第1項から第6項朗読、説明)
　第6項につきましては、農地移動適正化あっせん事業実施要領第4(6)のアに規定する「売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたとき」を理由とする打切りでありますので、同要領第4の8の規定により「農業委員会は、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか又はあっせんしないこととするかを決定する」とされております。以上です。

議長 　説明が終わりました。この度のあっせんは、一部打切りがなされていますので、あっせん委員長から、あっせんの打切り理由等について説明をお願いします。

5番 　あっせん委員長を務めました私から説明させていただきたいと思います。
　今回のあっせんにつきましては、期限切れの更新というあっせんでありました。そんな中、申出者から賃借料を上げたいというお話がありました。その希望価格を割返しますと、10アール当たりで前回の契約より900円高くなります。
　土地柄的にも河川敷の石が多く、形も良いとは言えない土地条件ということも踏まえた中、あっせんを進めていたわけですけれども、借主にお話を伺ったところ、前回と同じ金額でお願いしたいとのお話がありました。
　当該地域を中心とする北東地区での令和元年の賃貸料の平均額は、前回の契約価格より10アール当たりで900円安く、賃貸料の最高額でも前回の価格より700円高い額で公表されているわけですけれども、その最高額を、さらに上回ることは地域的に調和が取れないということで、公表されている最高額を超える額は出せないという借主側のお話でございました。
　公表されている最高額から申出者の希望価格の間で、どうにか話がまとまれば良かったのですが、歩み寄りがみられず、このあっせんについては打切りということで判断をさせていただきました。以上、経過説明でございます。

議長 　本日、午後2時から農地調整部会を開催し、この件について協議しておりますので、茂古沼美則副部会長から報告していただきます。

5番 　先ほど、農地調整部会のほうで協議させていただきました。
　その結果、打切り止む無しということということで部会のほうで決定させていただきました。以上です。

議 長 あっせん委員長から理由等の説明、農地調整部会の協議結果について報告をいただきました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号第1項から第6項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第3号において農地法第3条による賃貸権等設定の許可申請が、第2項から第4項につきましては、議案第5号においてあっせんの申出がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第4項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。第1項については、久保委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、久保委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第2号第1項を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
林委員から、調査報告をお願いいたします。

6 番 今月の10日に現地を確認してまいりました。親子間の贈与を農地法第3条で行う
ということでございます。何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

久保委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 先日、譲渡人、譲受人のお宅にお邪魔いたしまして、現地のほうを確認させてい
だきました。譲渡人であるお父様と譲受人である息子さん同席のうえで確認してまい
りましたけれども、親子間の贈与ということでもありますので、何ら問題はないと思わ
れます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員が欠席のため、茂古沼美則副部会長から調査報告をお願いいたします。

5 番 昨日、大西委員のほうからお話を伺っております。この案件ですけれども、譲受人
はお父様が亡くなられているということで、祖父からの贈与ということで伺っており
ます。何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼美則副部会長から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等
ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 この案件ですが、先月の総会で合意解約された案件に関連いたしまして、以前は親戚関係で賃貸借しておりましたが、その借主が体調不良ということで昨年作った作物の管理を全て今回の借主に委ねていたということがございます。こちらの土地は遠方にあり、通い作で耕作していた土地でございましたので、近くで耕作している今回の借主にそのまま作っていただくということで3条の契約となっております。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項から第4項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項から第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページから4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第2項から第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員が欠席のため、茂古沼美則副部会長から調査報告をお願いいたします。

5 番 この案件についても、昨日、大西委員のほうからお話を伺っております。
第3項の貸主が第2項から第4項の土地で昨年より今回の借主へ提供する飼料作物を作付けしていたということでしたが、高齢により離農するため、今まで借りて耕作していた第2項の土地と本人名義の第3項、奥様名義の第4項の土地全てを、今回の借主と貸借の契約を結んだということでございます。金額については多少低めではありますが、牧草しか作れない傾斜の畑を含めて、この金額で妥当であるということでございます。以上です。

議 長 茂古沼美則副部会長から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項から第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項から第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9番 この案件につきましては、2月9日に借主からお話を伺ってまいりました。
貸主は91歳ということで農業を引退されるということで、ご近所の今回の借主に
お貸しするという事をお伺いしております。価格につきましても、音更町の平均的
な価格で決めさせてもらったということをお伺いしました。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりです。農地法第3条第2項各号のうち、第5号の2ヘクタールの下限面
積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する権利の取得後
における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認
められることから、例外許可事由にあたると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 借主は、2年間の研修を受けて来年度から新規就農ということで研修先だった貸主の畑をお借りして営農をするということでございます。賃貸料、地域調和要件等につきまして、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 第1項から第5項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第6項からご説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。

(議案第4号第6項から第8項朗読、説明)

以上、第1項から第8項までにつきましては、別添「調査書」6ページから8ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項から第8項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第8項について、決定いたします。

次に、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第5号のあっせんの適格者の選定が行われております。茂古沼美則副部会長から報告をお願いいたします。

5番 第1項、旭川市のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた富丘地区のBさん（42歳）を選定いたしました。

第2項、札幌市のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた富丘地区のBさん（42歳）を選定いたしました。

第3項、駒場地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた報徳地区のEさん（50歳）を選定いたしました。

第4項、開進地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、旭地区のGさん（50歳）、鈴蘭地区のHさん（27歳）を選定いたしました。

第5項、木野8地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、然別地区のJさん（48歳）を選定いたしました。

第6項、木野8地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、然別地区のJさん（48歳）を選定いたしました。

第7項、音幌地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、音幌地区のMさん（45歳）、同じく音幌地区のNさん（47歳）を選定いたしました。

第8項、大和地区のOさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、大和地区の法人P、同じく大和地区のQさん（42歳）、同じく大和地区のRさん（53歳）を選定いたしました。

第9項、音幌地区のLさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、音幌地区のNさん（47歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、茂古沼美則副部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第5号第1項から第9項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第9項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、協議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 （協議案第1号朗読、説明）

別添、配付しております資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、一番最後のページになりますけれども、賃貸借実勢データ箇所図をご覧ください。これにつきましては、令和2年の1月から12月までに、賃貸借契約が締結された土地を、3条契約と集積契約に分けて表示しております。3条については丸印で、集積については三角印で、1件ごとに反当たりの賃借料を記載しております。

次に、一番前のページにお戻りください。「音更町賃借料情報」というタイトルのものをご覧ください。これにつきましては、令和2年の1月から12月までに契約が締結された306筆の賃借料の平均額を、全町を4つの地区に分けて表したものでございます。賃借料が標準より極端に安いものは、省いて計算しております。

北東地区につきましては、

平均額11,100円、最高額13,500円、最低額5,600円。

北西地区につきましては、

平均額9,700円、最高額13,000円、最低額6,800円。

南東地区につきましては、

平均額10,400円、最高額13,000円、最低額7,000円。

南西地区につきましては、

平均額10,500円、最高額13,500円、最低額6,300円。

音更町全町の平均につきましては、

平均額10,400円、最高額13,500円、最低額5,600円となります。

次に、めくりまして2ページ目の参考1とあります、音更町賃借料状況図をご覧ください。これにつきましては、先ほどの賃借料情報の4つの地区ごとの平均額を図示したものでございます。

次の3ページ目、参考2とあります、10アール当たりの平均賃借料をご覧ください。これにつきましては、平成23年から令和2年までの各地区の10アール当たりの平均賃借料を載せております。

なお、総会で議決されたのち、この協議の結果を農地法第52条の情報提供等の規定に基づきまして、町のホームページに賃借料情報として掲載させていただくこととなりますことを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和3年第2回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時00分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和3年2月25日

議長 石川清光